

所沢市議会議員政治倫理審査会 概要

令和5年10月16日(月)

開 会(午後1時30分)

委員長

審査会を公開することよろしいでしょうか。

(委員了承)

傍聴については、所沢市議会委員会傍聴規程を準用しますので承願います。

**【議 事】**

(1) 調査事項等の報告

委員長

前回、10月10日の第1回審査会におきまして、委員からの提案により、審査請求の対象の寄附行為5件に関しまして、寄附行為の事実確認のため寄附を受けたであろう各行事の主催者に調査をした結果について報告します。

まず、寄附行為5件のうち、回答期限までに回答に協力いただきましたのは4件です。

質問1の「寄附等が行われた事実の有無」につきましては、回答のあった4件全てで「有」との回答でした。寄附金額は、寄附行為4が1万円で、その他は一律5,000円でした。寄附を受けた日付は、大半が行事当日に受領されており、行事開催日より前の受領は市民文化フェアでした。質問2の「受けた寄附の返金の有無」につきましては、寄附行為4と5は返金に応じたと、また寄附行為1と2は返金を求められていないとの回答で

した。返金した日付は2件とも令和5年9月1日とのことでした。

質問3の「返金の寄附行為の際の選挙に関する願いの有無」につきましては、「無」との回答が2件、2件が未回答または無回答であり、未回答などの理由は不明です。

委員

返金を求められていない寄附行為1件という報告がありましたが、例えば求められていない経緯とか理由とか分かりますか。

委員長

分かりかねます。あくまで対象議員に対する質問になります。事実確認の報告は以上となります。

#### (2) 対象議員の事情聴取等

委員長

これより、所沢市議会議員政治倫理条例第8条第4号の規定により、対象議員より弁明等をお願いします。

対象議員

この度は、私の案件に関しまして審査会になりましたことをまずもお詫び申し上げます。私が経営する会社で寄附行為が行われたということで、協賛金等例年行っていた、過去に行っていたということの事実は確認しました。先ほど報告あった2件のことに関しまして、関係機関が知らなかった1件があったので、一応まだ回収というか、依頼を出してないという方向です。今回の件に関しまして、うちの会社で今、代替わりで私の子

が会社の運営に携わってきて、本人の活力と意欲を推進するように営業活動等は進めておりましたが、こういった事案が私の活動に該当するということの認識の甘さがありました。あとその件に関しまして、別で警察署からも御指導いただきまして、今回の件で日付は曖昧ですが9月末頃に呼び出しを受けまして、そこに行って説明をし、一応その件に関しまして全部確認を取りました。今回の件に関しましては、今回その日をもって注意ということで、過去の案件に関しましても一切問いません、今後は注意してくださいということで御指導いただきましたので、警察機関のほうは終了という形でさせていただいております。以後こういうことがないように進めさせていただきますので、どうぞ御承知をいただきますようお願いいたします。

委員長

それでは引き続き、条例第8条第2号の規定により、対象議員の事情聴取を行います。なお、事情聴取は、付託案件に関わる事項についての聴取となりますので、付託案件に関係しない事項についてはお控えいただくようお願いいたします。聴取を求めます。

委員

寄附行為の5件につきまして、順番で質問します。

まず、対象議員の子が協賛金や寄附金の支払いをして持っていったということですが、公益社団法人所沢青年会議所の会員になられている株式会社おおば電気事業部長でよろしいですか。

対象議員

はい。

委員

寄附行為 5 件全て対象議員の子がお持ちしたということで、もう一度確認しますが、よろしいでしょうか。

対象議員

寄附行為 1 というところですね。こちらは一応警察署の話だと、私が持って行ったという形になっています。

委員

記憶にないということか。

対象議員

はい。

委員

寄附行為 1 について質問します。第 7 回桜まつりに対象議員本人は行かれましたか。

対象議員

行きました。

委員

行かれたということですが、どうして自分が持ってかれたのかどうかというのを覚えてないのか私にはどうもよく分からないのですが、普通に考えて受付に行かれたのですよね。

対象議員

はい、行きました。先ほども話したのですが、警察署で確認したときに、私が持って行ったということを言われましたので、それはそうだと思います。

委員

もう一度確認しますが、対象議員の子ではなくて本人が持ってきたという事でよろしいでしょうか。

対象議員

はい。

委員

重大なのは対象議員本人が行かれて、お金を持っていったということで、寄附されたということですが、そのときにやはり選挙前ですから、選挙も立候補される準備もされていて、当然のことながら皆さんに挨拶をされたということでもよろしいでしょうか。

対象議員

私はこの時点で四丁目商店会の会長をしております、団体名が違うわけですが、四丁目商店街の会長が歴代持っていらっしゃるという過去の事案がありまして、そこの継続で届けさせていただいたという次第です。名目としては緑町四丁目商店街ということであったのですが、会社名になっていたのも、誤りなのかなと思っています。

委員 お持ちしたということで確認しました。当然、選挙前なので挨拶もされることだと思います。寄附行為2、これは対象議員の子が所沢青年会議所を通してお支払いしたということでよろしいでしょうか。

対象議員 はい、そのとおりです。

委員 対象議員は所沢青年会議所でも役員を過去にもされたと思いますが、所沢青年会議所の役員までやっている方でしたら、こういった寄附がされるということを承知ではないですか。

対象議員 この日持って行った日付、知っているかいないかで言うと、こういう協賛があるということは知っておりました。

委員 当然令和5年4月1日と2日は文化フェアに行かれましたか。

対象議員 行ったかの記憶はないです。1日は行ったかもしれないです。

委員 寄附行為3についてです。公益社団法人所沢青年会議所ということで、私が調べたところ、平成30年と令和4年には寄附をされているのが所沢青年会議所の決算資料で残っていました。私もわんぱく相撲大会実行委員長をしたことがありますが、対象議員もわんぱく相撲大会所沢場所の実行

委員長もされておりまして、非常に関わりが強いと思います。今年は行かれましたか。

対象議員 行きました。

委員 対象議員の子が所沢青年会議所の会員ですから、お持ちしたということ  
でよろしいですか。

対象議員 そのとおりです。

委員 当然本人もわんぱく相撲大会に行かれ、そして、歴代のわんぱく相撲大  
会実行委員長もされていますから、寄附の案内が、会員もしくはOBにも  
回っていることを知らなかったのですか。

対象議員 私も運営してきた側にいた立場から話をすると、こちらの協賛金は運営  
に対して、みんなでその地域における健全育成の事業を支援しようという  
ことです。寄附という概念は青年会議所の事業においては、私達はそうい  
うことがなかったことが一つと、こちらの協賛金ですけど、広告という経  
費処理になっていたのも、その辺を認識いただければと思います。

委員 私も青年会議所のOBで、わんぱく相撲大会実行委員長も経験してきま

したけども、案内は協賛金として回ってまいりますので、そのように対象議員は証言されるわけですけども、私は当然違うなと思っております。5,000円ということで確認しますが、よろしいですか。

対象議員

はい。

委員

株式会社おおばというのぼり旗が掲載されたのは確認しなかったのか。

対象議員

確認したか否かですけど、私はちょっと見てなかったので、すみません。

委員

寄附行為4についてです。こちらは対象議員の子がお持ちしたっていうことでよろしいですか。

対象議員

はい。

委員

寄附行為5についてです。これも対象議員の子がお持ちしたということでもよろしいですか。

対象議員

はい。

委員

では、もう一度確認しますが、この5件で返してくださいって言ったも



のがどの事業で、返してもらったものがどの事業で、返してもらってないのがどこで、返してくださいと言ってないのはどこですか。

対象議員

寄附行為1と2は返してくださいと言っていないです。寄附行為3、4、5は戻ってきています。

委員

株式会社おおばは、ちなみに社員数は何名ですか。

対象議員

現時点で4名です。パートを含みます。

委員

対象議員は代表取締役を務めてらっしゃいますが、領収書などは確認しなかったのですか。

対象議員

はい。

委員

代表取締役でありながら、接待交際費なり広告費を確認しないということがもういかんとも信じがたいのですけども、本当にされていないのですか。

対象議員

昨年、元々経理担当していた者が退職し、それ以降は全部まとめて領収書を税理士に送るような形になりました。その後の決算書とかも、決算に

関するものは、現経理担当がしておりまして、私は全く経理業務には携わらないようになっていきます。

委員

今はこの審査会では、ある意味外から見てチェックをしたものについて寄附行為が5件出てきたということだと思えるのですが、先ほど領収証はまとめて税理士という話がありましたけれども、対象議員自身はこれまで、他に同じような処理したものがあるかないかとか確認をされたのですか。つまり、同じように、こういうふうに寄附行為か協賛金か分からないですけど、そういった形で支出をしていて、そういう事実があったかどうかというのを把握なさっているのですか。

対象議員

今回の近日の案件に関してのみで、後は把握していません。

委員

こういったのぼりなどで分かるものはありますが、過去の例えば領収書など、本人が一番把握しておられるものかと思いますが、再点検とかいうことはせず、記憶もないということによろしいですか。

対象議員

大変申し訳ありません。帳簿を見返してないので。

委員

先ほど対象議員から、警察から指導があったということで、確認をして注意を受けたということだが、警察では今後、何かこういうことをします

というようなことがあったのかどうかということと、これで終了という意味で注意を受けたということなのですか。

対象議員

今回この5件は、警察のほうがこれと全く同じだったので、もちろん議長が報告されたということなのだと思いますが、それとは別に、議長が報告に行く以前からこの5件ということで把握していましたということとで話がありました。法律的なことをここで長く話してもあれですけど、警察に言われたことだけの話で言えば、今回の5件に関しては、類推されるということに該当するようなところもあるし、しないところもあると。ただこれに関しては、該当するという見られ方がされますよねということをお認識してくださいと。伺った日にち、日付をもちまして、警察署長のお名前前で注意、ちょっと詳しく分かりませんが、そのような内容でこの日をおもちまして過去以前のものに関しては一切問わず終了とさせていただくというようなこと。ただ今後に関しましては、同じ案件が起きたときには、それなりの処置というか対応になりますということでの御指導をいただきました。

委員

今回のこの一連の寄附行為5件ありますが、この5件がそもそも公職選挙法上問題になるっていうことを最初に認識したのはどの時点ですか。

対象議員

最初に認識というか、議長に9月1日に呼び出されまして、そこでお話

を受けてその文言と照らし合わせました。そういうことに類推するということが、確かにそうですが、自分の中ではちょっと分からない部分もありましたので、その後うちの会社でお付き合いしている顧問弁護士にも相談をしました。ただ、その時点でその弁護士も慣れてないので、最終的には警察署に問い合わせまして、そういうことを調査しているので、また呼び出しをさせていただきますということがあったので、9月末だと思いますが、議会閉会前ぐらいに警察署に呼び出されまして、そこで丁寧というか、紐づいて説明されて該当することに値するという説明をいただきまして認識しました。

委員

当初は特に違法性とかその辺の認識はなく、警察からの指摘云々で認識したということですか。

対象議員

その部分が強いです。

委員

指摘を受けて、違法性の可能性があると認識をした後に、具体的に対象議員自身でどういう対応を取られたのですか。会社で何かを調べたなど、具体的にされたことはどんなことがありますか。

対象議員

単純に私が会社の業務の中に目を向けてなかったってということが一番問題なのかなと。私達の会社の従業員もその認識が甘かったということが

問題なのかということを経社内では話し合ひまして、警察署の御指導いただいたとおり、以後こういうことがないようにということで会社内では話をさせていただきます。それがまず一番の対応です。

委員

社内で意識共有した上で何か対象議員自身から調査や指示など、そういうことは具体的に何かされたのでしょうか。

対象議員

先ほどもお話あったように警察署で以前のは問いませんというお話をいただいて警察署的には、法律的にもこれで終わりですというようなことをいただいたので、今後の活動に関してみんなで共有し、以後そういう行為が行われないようにということでは確認し合いました。

委員

寄附行為5の緑町町会夏祭りですけれども、先ほど、対象議員の子がお持ちしたってことで、確認しましたよね。

対象議員

そのとおりです。

委員

では緑町町会では対象議員は副会長をされてるんですか。

対象議員

そのとおりです。

委員

緑町町会夏祭りは今年度実行委員会を立ち上げてお祭りが行われたと聞いたのですが、実行委員会のメンバーですか。どういう立場ですか。

対象議員

実行委員会のメンバーで、一委員です。

委員

対象議員本人が実行委員ですから、緑町町会夏祭りに参加をされていたのかもしれませんが、こちらに書いてあるこの寄附行為の5,000円、これは確認をしてないのですか。

対象議員

実行委員は分業になっておりまして、こちらの金銭は私は取り扱わないということで最初からなっておりまして、事業のイベント、また出店者の取りまとめといった部分を担当しておりましたので確認しておりません。

委員

お祝い金一覧というのがあるようですけれども、これは後日も確認してないのですか。

対象議員

確認しておりません。

委員

対象議員の公職選挙法に対する考え方を聞きたいのですが、もう一度、これらの寄附は違反には当たらないと思っていたのですか。

対象議員

違反に当たると思っていなかったのかということ、こちらの行為自体はよくないもので、当選以後はしてはいけないことではないのかなという認識はあります。

委員

公職選挙法では候補者や、候補者になろうとする者も、同様に現職の議員とともに規定されていますけれど、それは存知なかったのですか。

対象議員

先ほどお話をさせていただきましたように、警察署で一言一句を確認しながら認識を正してもらったわけではないのですけれど、警察署としての認識、見解に紐づいて説明いただきました。その中で、ちょうど立候補事前説明会とかそういうものが4月1日あたりにあったと思うのですが、それ以降に関してはもちろん候補者という概念を持ってくださいということを言われました。それ以前に関しては、曖昧なのでただ、疑わしきはというものもあるので気をつけてくださいという認識です。

委員

はっきり聞きます。やったもん勝ちだとは思ってないですか。今朝ですよ、今朝確認してきたら午前中に対象議員と藤本市長の2連のポスターがまだ新所沢で貼ってあるのが3枚ほど私は確認しました。公職選挙法だと2連のポスターはもう外さないと、外すか別のものを貼らなきゃいけないのに、外していませんでした。公職選挙法に対してどういう認識ですか。やったもん勝ちとかそういうふうに思っているのですか、率直にお答えい

ただきたいと思います。

対象議員

すいません、寄附行為の件ですか、公職選挙法広くですか。ちょっと分からないので、もう一度言っていただけますか。

委員

公職選挙法に広くです。広く公職選挙法ってやったもん勝ちだと思ってるのですか。

対象議員

私の中で公職選挙法を今一度読み返した部分があります。私の政治理念もそうですが、当選するがために寄附するとか、当選するために何かを広報するとか、私は元々議員になることが目的ではなく、その先にある市民の皆さんとともに、その生活をお支えできるような立場にということで活動してまいりました。寄附行為や、そういった広報が自分の政治の、選挙のためになるとは全く思っていないことが一つです。第一に考え方です。公職選挙法は、その行為によって、寄附とかで選挙の依頼をする、また広報活動の制限があるということは認識していますが、私の中では、選挙に当選するがためにやっている活動という認識は全くないので、まずはそこに公職選挙法という概念の中で、基本あります私の中での政治理念があります。どう思っていますかといえば、また広報に関しては、私の中では全くちょっとそこはずれてるのかもしれないですけど、ちょっとよく分からないです。



委員

先ほどの対象議員の説明の中で、寄附行為の3、4、5については、返金要請の上で返金を受けているという説明だったかと思うのですが、寄附行為の1と2については、どういう状況で今後どうされる予定なのか伺います。

対象議員

団地自治会には問合せをこれからさせていただこうかと。あと文化フェアは市の事業なので、どのような形にしたほうがいいのかというのは、伺いながら返金を求めているかと考えています。

委員

先ほどの内容とかぶる部分があるかも知れないのですけれども、今回対象議員の行為が、公職選挙法第199条の3及び第199条の4に抵触するのではないかということですが、この公職選挙法の規定については選挙に出るに当たって対象議員自身は読まれたりとか、理解はされていたのですか。

対象議員

一度読んだことありますけど、理解と言われるとちょっと定かではないです。

委員

私も同じ選挙に出てこういう立場なので、結構重要な条文だと思っています。それを理解されてないということは結構重いことなのかなと思うの

ですが、理解されてなかったということは、自分が選挙に出るに当たって、また議員になった後も今回、対象議員の子がされたということですが、対象議員の子をはじめ会社の方に対しても、このような行為は問題になるからやってはいけないんだよというような認識の共有もしてなかったということですか。

対象議員

認識してなかったか否かと言われると、してなかったから今があるのかなということは思います。

委員

9月定例会の最終日に対象議員に対する反省を求める決議が可決されたわけですが、そのことについての受け止めはいかがでしょうか。

対象議員

皆さんが承認したことなので、真摯に受け止めてまいります。

委員

議会の最終日ですので、他の議員の方も議会が終わった後も残ってたかと思うんですけども、特に対象議員のほうから、そのことについて他の議員の方に迷惑かけたとかそういう挨拶はなかったと記憶しているのですが、その辺、何かそういう行動をしたほうがいいかなとか、そういうお考えにならなかったですか。

対象議員

自分の中でちょっと考えがいっぱいだったんで、至らなかった

です。

委員

公職選挙法に関連するところですがけれども、改めて読み直したとおっしゃっていたのですがけれども、改めて読み直したところで対象議員自身の認識不足がここだったんだというところがあれば、お示しいただければと思います。

対象議員

警察署の方と端から読み直したような形で説明いただいたのでその認識です。

委員

警察署の方に言われて、自分が間違っていたというのはどの部分をお感じになったのかと聞いているんです。具体的に言ってください。

対象議員

今回御指摘をいただいた部分です。

委員

指摘をいただいた部分とはよく分かりませんが、例えば、親族であっても、こうした行為をしてはいけないということもあります。その辺の部分ですとか、警察から指摘された部分っていうのはどういうことですか。ちょっと言われた部分ですって言っても私は聞いてないですから分からないので、お示しいただきたいです。

対象議員

会社の従業員であってもこのような行為を行ってはいけないということ  
とです。

委員

政治倫理審査会は所沢市議会議員政治倫理条例に基づいて設置をされ  
ているわけで、議員の行為規範とかいろいろありますけれども、この部分  
で対象議員自身で足りなかったという部分があれば伺いたいと思います。

対象議員

当選以後、自分の職務に集中すると、新しいことを頭に覚えていくと  
いうことに専念をしすぎて、自分の足元にある会社の部分を見落としてい  
たということが私の中での視野の狭さだったのかなと。今一度そういった  
部分を広げてですね、しっかりと管理をできるようになっていかなけれ  
ば、一政治の場に来た者としては、もう少し成長しなければいけない部分  
と思っています。

委員

青年会議所の役員としてそういう認識はなかったというお話でしたけ  
れども、同じような立場でそこを認識している議員もいるという話があり  
ました。それは対象議員の個人的な認識で、別に青年会議所がそういう認  
識でいるってことではないということですか。確認させてください。

対象議員

青年会議所は、単年度でそれぞれの事業に対して、毎回継続案件かもし  
れませんが、毎回新しいものをつくっていくという団体であると認識し

ています。その中で、私が思って活動してきた個人的な考えであることは間違いなくと思います。

委員

先ほどから警察でこういう話を聞いたというのを対象議員が発言をされています。議長のところ、警察から何か報告があったと聞いたのですが、私は先ほど対象議員がおっしゃったことが、そのとおり議長に報告されているのか議長に確認をしたいと思うため、協議いただきたいと思っています。

委員長

委員から、警察から議長にどのような報告があったのかということを確認したいという発言がありました。議長に確認をするということによろしいでしょうか。（委員了承）

休 憩 午後2時20分

再 開 午後2時30分

委員長

議長の発言を求めることに委員の了承をいただきましたので議長に発言を求めます。

議長

私も対象議員から、議会の最終日でしたか、報告を受けました。それで、対象議員からは先ほどのとおりで、警察からはそういった注意みたいな形を受けたと。私もそこで警告とかそういうのではないですかと確認しましたが、注意というような形だったと。過去の分については不問に付します

ということだったと対象議員から報告を受けました。

議会在閉会して10月2日だと思っんですけど、数日してから警察から私に連絡がありました。警察から連絡があったので、対象議員から報告された内容を警察に話したところ、私には、注意ではなくて警告をしたはずで、それで埼玉県警の本部から所沢警察に文章で、何月何日何時という形で公職選挙法違反の警告という形で、対象議員には口頭で警告はしましたが、これについては文章での警告になっていますという説明を私は受けました。あと、あわせて先ほど過去の件について不問に付すと話されていましたが、警察からは不問に付してませんと私はそのように報告を受けています。

委員

対象議員の発言と、今の議長の発言で違うところがあります。対象議員は自分で議長の発言を聞いて、そのとおりだと思いましたが、それともこのところは違うと思いましたが。

対象議員

議長が確認しているのであれば、そうなのかもしれません。私のほうでは認識が曖昧だったということで。

委員

先ほど寄附を返金された部分と、まだされてない部分があったと思うんですけども、市民文化フェアとわんぱく相撲ですかね、そちらのほうについては返金を求めているとおっしゃっていましたが、議会で

も反省を求める決議が出て、政治倫理審査会が設けられてという中で、実行委員会に対して、対象議員のほうで何か行動されたりとか、連絡を取り合ったりとかはされているのでしょうか。

対象議員

返金を求めるのは団地自治会の寄付行為1と、寄附行為2です。特に話はしていません。

委員長

以上で事情聴取を終了いたします。(対象議員退席)

### (3) 審査結果報告に係る意見交換

委員長

まずは、所沢市議会議員政治倫理条例第8条第1号に審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否又は行為規範に反する行為の存否について審査するとしております。ここで審査請求の対象となる事由、条例第5条第1号に規定する行為規範に反する行為の存否について意見を求めます。

委員

対象議員は株式会社おおばの代表取締役を務めていらっしゃいますので、知らなかったと言われても、それは社会通念上通らないと思います。それは、代表取締役というのは会社を総括して全てを把握していかなくてはいけないと思うんですけども、しかも、こういう公職選挙法の議員である者や、それから議員の候補者それから議員に立候補しようとする者は、

やっぱり寄附行為、協賛金、名目の如何に関わらず、それを寄附をしてはならないとありますので、対象議員のお考えは何か、私からすれば法律的な認識が違うのではないかなと思いますし、もちろん私も公益社団法人所沢青年会議所から寄附を求められたときは、政治家、議員はできないと発言をしてきましたので、そういう疑わしいことはできないということでしたので、私はですねこれやっぱりあったと認識しております。

委員

第5条第1号ということで、議会で反省を求める決議があり、そして10月10日に政治倫理審査会が設置をされましたけれども、先ほどの返金の件に関しても今のところまだ何もしてないというのは、私は議員としていかなものかなと思いますので反する行為があったと思っております。

委員

私もあったと思います。

委員

私としても、やはり市民の信頼を損なわないことっていう広い規定になっていますので、該当するかしないかで言えば、該当する行為があったと認識しています。

委員

私もある委員と同様に、今回の対象議員の行為は公職選挙法に違反するものでありまして、議会の反省を求める決議が出たにもかかわらず、それに対する認識も先ほどの質疑の中での印象ですと、まだ深く受け止められ



てないのかなという部分もありましたので、私も政治倫理条例第5条第1号に該当するものと考えます。

委員

私も該当すると思います。それから公職選挙法第199条の3、第199条の4には、いかなる名義をもってするを問わずということが明記されておりますので、子が寄附なされたとしても、会社の代表者が対象議員であることは自明なので、これに該当せざるを得ないと思います。

委員

私も市民の信頼を損なったということに該当すると思いますので、同じ意見です。

委員長

それでは、委員の皆様が発言のとおり、条例第5条第1号に規定する行為規範に反する行為が存在しているということによろしいでしょうか。

(委員了承)

続きまして、条例第9条において、審査会は、議長が審査の請求を受けた日から90日以内に審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならないと規定されています。そこで審査結果の報告に向け、審査会の結論をまとめるための方向性を議論いただくこととなりますが、条例第1条に、この条例は、所沢市議会議員の責務と行為規範等を定めることにより、議員の政治倫理の確立を期するとともに、主権者たる市民の厳粛な負託に応え、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与すること

を目的とすると規定しておりますので、目的の達成のため、必要と認める措置についてその必要と認める理由と併せて議論をお願いいたします。

委員

対象議員には所沢市議会として辞職勧告をすべきだと考えております。それは、やはりこの寄附行為が常習的に行われているということが大きいのです。選挙前から選挙後において常習的に行われておりますし、その選挙前からも私の知る限りでは寄附をされていることが確認できました。

今回、本人のお話を聞きましたが、本人の認識が違っていて、反省を求めておりましたが、反省もされてないような形です。こういうことは継続的にやっぱり行われてはいけないと思いますし、できたら辞職勧告を行うべきだと思います。

委員

所沢市議会では、以前にお中元を配られた議員がいて、失職をされております。その時には議会としても辞職勧告の決議をしたわけです。今回の対象議員の案件も、やはり同等であると思っておりますので、辞職に相当するのではないかなと考えます。

委員

当初、議会運営委員会に出されたのは辞職勧告決議案でした。本日の事情聴取の中で、公職選挙法に対しての考え方、認識、それから理解についても認識が違うということはずっとおっしゃっていて、反省を求める決議が出されたにも関わらず、反省をしているという言葉が1回もありません

でした。もう一つは、先ほど、平成19年の公職選挙法違反があったんですけれども、その際に選挙前の行為と、それから当選後の行為として新任議員の研修の際に、公職選挙法の説明がされたかどうかということで、私達平成19年に当選した同期の議員は何人か、その説明がされたかどうかについて、警察で事情聴取を受けております。ということは、議員になった後も、公職選挙法の説明がされていたにもかかわらず、夏にお中元を贈っていたということが大きな辞職を求めた理由になったというふうに私は認識しております。先ほど5件の寄附行為がされましたけれども、残りの3件は議員に当選してから行われているということで、この点について、全くおかしいというふうに誰一人指摘をせず、思わなかったのであろうかと思われても仕方がないのかなというふうに、それが警察から出た警告という意味なのかなというふうに思っております。なので、あの当初要求されたように辞職勧告を求めるべきだと思っております。

委員

市民の立場からすると、議員が当選して市民の代表として、その負託に応える活動をしていく。その活動そのものが、やはり自分の責任を持った行動の裏づけとして市民に奉仕をするということが原則ではないかと思っております。そうすると、今回対象議員の行為そのものが警察から警告を受けるようなことは、図らずもまずい行動っていうか議員としての責任ある行動とは取れませんよという指摘を受けたと考えております。ただ、辞職勧告の重さというのはよく市民として分かりませんので、いずれにして

も本当に辞めろという勧告ですから、そんなに軽いものではないかと思っ  
ていますが、その重さと、今回の公職選挙法第199条の3及び第19  
9条の4の違反が日常的に再発しないようなことを考えれば少しきつい  
方法を選んでもいいのかなと思っています。

委員 前例に鑑みますと、平成19年の辞職勧告をされた際、そのお中元の規  
模は、何箇所にお幾らぐらい贈ったのかっていうのは御存知ですか。記  
憶で結構です。

委員 正確じゃなかったら申し訳ないんですけど、100件近いお中元をお送  
りしたと伺っております。

委員 それとの比較で、今回は5件ではありますけども、個人ではなくて団体  
に対してやったということで、それにも常習性があるということを考えて  
も、辞職勧告は妥当なのかなと思います。それに加えて、まだ2件につい  
ては返金を要求してないということで、これはちゃんと要求していただき  
たいと思います。受け取った団体からお戻されるのが筋だと思いますの  
で、そこも付帯としてお加えいただければと思います。

委員 今日、対象議員のお話も伺いまして公職選挙法に対する認識の甘さです  
とか、あるいは今回の事件が発覚した後の対応にも甘い部分があったと感

じましたので、私としては議員としての資質に大変疑問を持ったのですが、  
ども、そうは言っても、選挙で市民の方々に選ばれているという事実は重  
いものでありますので、なかなか軽々に辞職勧告っていうところまでは私  
もちょっと判断しかねる部分があるのですが、あとは皆さんとの協議の中  
で考えたいと思います。

委員

私もその前例等を承知しているわけではないので、比較としてどうなの  
かというところはまだ疑問があるので単なる印象で申し訳ない部分もあ  
るのですが、やはり辞職勧告というのは最後の手段といいますが、一番重  
い勧告かと思われる中で、今回の件もいろいろ問題があるとは私も思っ  
ていますけれども、何かいきなり最終的な一発退場みたいなのはちょっと重  
きに失するような感覚はありまして、当然今後他の議員で同じような事例  
があったとしても、今回の件は前例として残るでしょうから、同じような  
今後の件についてはそういう辞職勧告等もやむなしかなとは考えますけ  
れども、今回ずばり同じような事例があつて過去にも辞職勧告があつた  
というような前例があるわけではないということからすると、辞職勧告は若  
干重いのではという意見です。

委員長

政治倫理条例ができた目的がありまして、今後再発防止ということで議  
会として何をしていくかっていうことも含めて、意見がいただければと思  
います。

委員

基本的には、丁寧に進めていく必要があると思っておりますし、再発防止は本当に難しいです。条例の目的は、清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とするということだと思います。だから、そこは他の委員がおっしゃるとおり協議するべきだというふうに思います。私は今回の行為に対して辞職勧告に値すると思っておりますが、民間の委員の方がいるところで一緒になって議論すべきなのか、この政治倫理審査会の在り方みたいなものをちょっと今回、ずいぶん考えさせていただきました。我々曲がりなりにも選挙で市民の皆さんに選んでもらっているのです、その他の議員に対してもそういったことは国会でも県議会でもそうでしょうけども、民間の委員のいらっしゃるところで、そこまでやるものかなとも確かに思っておりますので、報告の仕方みたいなものを協議させていただければと思っております。

委員長

委員からは、この政治倫理条例のこの目的に合わせて今後進め方といたしますか、協議する必要があるのではないかと提案だと思いますし、それをどうするかというのはまた協議したいと思いますが、他に何か提案みたいなものがありますか。

委員

別に提案ではないのですが、これまで所沢市議会では辞職勧告決議とそれから反省を求める決議というのを出してきているんですけども、他の

地方自治体においては辞職勧告決議の乱発というか起こっておりまして、例えばソーシャルネットワークサービスに投稿したとか、何百円かの会費を払ったということで辞職勧告を出している県内の自治体もありまして、乱発はやっぱりちょっと危惧するべきものだなと感じているところです。

これまでも、市議会の中で反省を求める決議というのが、相手方のあるマル秘資料をSNSに上げたというのと、それから委員会があるときに全く違う場所で、違うことをしていたという2件に対して反省を求める決議というのがあったというのは記憶しています。辞職勧告決議も先ほど言いました平成19年の選挙違反に対して出ております。なので、決議の乱発、濫用を避けなければいけないのかなというふうに今本当にそれは感じました。その上でどうなのかということで、それは委員の中でやはり真剣に協議をすべきことなのかというふうに思って、あえてちょっと過去の事例を出させていただきました。

委員

資料の条例の目的で、対象議員を罰するためのものではないと明記されておりますが、辞職勧告決議案を出すということは、これは罰則に該当するのか、該当しないのか。

委員長

法的な拘束力はないので、議会としては辞職を求めるという、一つの例としてはありますけれども、法的根拠はありません。

委員

ここで仮に決議案を出していただくということになっても罰するものではないと考えてよいのか。

委員長

強制力はありません。

委員

兵庫県たつの市議会では、議員が木の杭を町内会に余っていたから寄附をし、それが町内会のホームページに掲載されました。それで辞職勧告決議になっています。公職選挙法違反ということで、だからつまり、こういうのは議会で過去の経緯なども踏まえて議員が判断していくものだと私は思いますので、民間委員がいらっしゃるので、なかなかそこまで実は結論を出すのは難しいのではないかということ、私は辞職勧告に値すると思いつつも、その点のところはちょっと疑念を感じているところなので、その点について協議させていただき、報告の仕方を検討してくださいということをお願いをします。

委員長

他に意見がないようでしたら、委員の皆様から意見をいただきましたので、審査会として結果報告をしていくための方向性をまとめたいと思いますので、ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午後3時03分

再 開 午後4時20分



委員長

再開します。今後の方向性など、意見はありますでしょうか。

委員

この政治倫理審査会の方向性について意見申し上げますけれども、私は対象議員に対して辞職勧告をするのが相当だと思っております。しかしながら、先ほど委員の皆さんの意見も踏まえると、やはり辞職勧告決議というのは、選挙で選ばれた議員が本会議で判断をしていくべきものだと思います。ですので、政治倫理審査会というのは、民間の委員の方もいらっしゃいますので、ここではそういう結論は出さないほうが良いという方向性とすべきだと思います。ただし、今回の件は調査をして、また弁明の機会ということで事情聴取を行ったわけですが対象議員は、私は反省していないと思っております。それは、やはり反省を求める決議をしましたが、先ほどの質疑の特に青年会議所のところの話では、青少年育成活動やそういった街づくり活動において寄与するために寄附をするのだと言っていました。議員である者や、議員になろうとする者が、寄附行為はしてはいけないというのが公職選挙法で決まっておりますので、例えいかなる名目であってもそれはしてはならないと思います。対象議員が先ほど発言されたことは大きく間違っていると思います。まちづくり活動するにも、青少年育成活動するにも議員は寄附してはいけない。それを徹底的に私は先輩として、卒業生の1人として私は寄附できませんということをさんざん申し上げてきたけれども、わんぱく相撲大会もそうですが他の事業もそうです。これは青年会議所自身もそういった再発の防止に努めてい

ただきたいと思っています。今回はこういった問題が起きているのでぜひとも我々ももう一度そういった公職選挙法について、確認をしていかなきゃいけないと思うし、なかなか難しい法律なのはよく分かりますが、今回の弁明の機会そして調査も踏まえ、厳しい対応を求めていくことを報告として盛り込む方向性とすることを求めます。先ほど申し上げましたとおり辞職勧告決議案というのは、議員が議会で判断していくものだと思いますし、その重さというのも状況に応じて決めていくものだと思います。議会によって重さも違いますので、そのようなところを踏まえまして、方向性を報告に盛り込んでいただきたいと願っております。

委員

他の委員のおっしゃること全くそのとおりだと思いますが、この政治倫理条例の目的は民主的な市政の発展に寄与することを目的とすると書かれておりますので、重要なのはやはり再発防止だと思います。ですので、今後議員の方々もうそういう研修をなさっているけれども、民間の団体の方は、今までずっとお付き合いでやってきたのだから寄附をもらっても別にいいじゃないかとなっているのかもしれないし、その辺の再発防止策について積極的に、今後取り組んでいただければと思っております。

委員

先ほど、他の委員もおっしゃっていましたが、辞職勧告というのはかなり重いものでありますし、そもそもの制度として、やはりこの民間の委員が入っているこの審査会で、辞職までというのは制度としてもやは

り問題があるのではないかと考えております。辞職についてはやはり議員の中で、議会の中で審議いただくのがよいのではなかろうかと。ただ一方で、今日いろいろ伺った内容としては、裁判の手續とは違いますので1個1個の具体的な事実について、証拠に基づいて認定ということはされていませんので、なかなか細かい事実をとというのは難しい面がありますけれども、全体としてはやはりこの条例にもあります市民の信頼を損なわないことについてはやはり、どうしてもその信頼を損ねかねない事実があったと、そこは認定できると思いますので、再発防止も当然そうですし、また改めて反省をしていただくための何らかの措置が必要であるとは考えます。

委員長

3人の委員から意見をいただきましたので、この意見を踏まえて正副委員長で審査結果報告書の素案を作成し、次回第3回審査において、報告書を完成させるということによろしいでしょうか。

(委員了承)

散 会(午後4時27分)